

令和元年

市議会12月定例会議案

知立市

令和元年市議会 12月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 木	報告第 9 号	専決処分の報告について（道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
環 境	報告第 10 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
都 計	報告第 11 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
協 働	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について
協 働	諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について
下 水	議案第 62 号	知立市下水道ビジョンの策定について
協 働	議案第 63 号	知立市西丘文化センター条例の一部を改正する条例
協 働	議案第 64 号	知立市西丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 65 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 66 号	知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 67 号	知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
税 務	議案第 68 号	知立市税条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 69 号	知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 70 号	知立市児童発達支援センター条例
子ども	議案第 71 号	知立市児童館条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 72 号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 73 号	知立市昭和老人憩の家条例の一部を改正する条例

所 管	番 号	案 件
長 寿	議案第 7 4 号	知立市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
長 寿	議案第 7 5 号	知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例
経 済	議案第 7 6 号	知立市観光施設条例の一部を改正する条例
経 済	議案第 7 7 号	知立市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
環 境	議案第 7 8 号	知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
土木等	議案第 7 9 号	知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例
都 計	議案第 8 0 号	知立市都市公園条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 8 1 号	知立市公民館条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 8 2 号	知立文化広場条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 8 3 号	知立市体育施設条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 8 4 号	知立市野外センター条例の一部を改正する条例
文 化	議案第 8 5 号	知立市文化会館条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 8 6 号	知立市かとれあワークスの指定管理者の指定について
長 寿	議案第 8 7 号	知立市地域福祉センターの指定管理者の指定について
長 寿	議案第 8 8 号	知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について
	議案第 8 9 号	令和元年度知立市一般会計補正予算（第 5 号）
国 保	議案第 9 0 号	令和元年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
長 寿	議案第 9 1 号	令和元年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
国 保	議案第 9 2 号	令和元年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 9 3 号	令和元年度知立市水道事業会計補正予算（第 1 号）
下 水	議案第 9 4 号	令和元年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第3号）

（専決処分書別紙）

令和元年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

道路事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金10,647円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 平成31年4月11日 午後9時30分頃
 - (2) 発生場所 知立市鳥居三丁目7番9 地先 市道上
 - (3) 経 過 相手方が自動車で国道155号より右折後、市道鳥居4号線を北進して、左側にあるコンビニエンスストア駐車場に侵入するため左方向へ進んだところ、蓋が割れ落ちて無蓋状態となっていた道路側溝に右前輪が落下したことにより、タイヤを損傷したもの。
- 3 相手方の損害の程度 自動車前輪のタイヤの破損及びレッカー移動費用
金15,210円
- 4 過失割合 知立市70パーセント 相手方30パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方に対し、市の責任額 金10,647円を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和元年10月3日

知立市長 林 郁 夫



報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第4号）

（専決処分書別紙）

令和元年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金182,833円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和元年8月17日 午前9時30分頃
 - (2) 発生場所 知立市山屋敷町見社1番地 知立市不燃物処理場
 - (3) 経 過 派遣契約により派遣された職員が、満杯となったごみコンテナを交換するために空のごみコンテナを仮置きしたところ、固定しなかったため、仮置きしたごみコンテナが駐車中の相手方車両の左側面に接触し、これを損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（スバル レガシーアウトバック）の左前部の損傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和元年10月11日

知立市長 林 郁 夫



報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第 5 号）

（専決処分書別紙）

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第5号

専 決 処 分 書

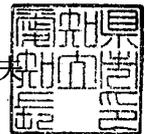
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金256,174円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和元年10月10日（木）午後2時45分頃
 - (2) 発生場所 刈谷市半城土町東田46番地 クリーンセンター場内
 - (3) 経 過 クリーンセンター場内で可燃ごみ搬入中、前方不注意により相手側車両後部に追突し、損傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（スズキ パレット）の後部にへこみ
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 相手方は、市に対しその余に損害賠償金について、一切請求しない。

令和元年11月7日

知立市長 林 郁 夫



議案第 6 2 号

知立市下水道ビジョンの策定について

知立市下水道ビジョンを別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、知立市下水道ビジョンを策定するため必要があるからである。

議案第 63 号

知立市西丘文化センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市西丘文化センター条例の一部を改正する条例

知立市西丘文化センター条例（昭和 57 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表時間帯使用料の欄中「時間帯使用料」を「使用料」に、「360」を「370」に、「490」を「510」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市西丘文化センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 6 4 号

知立市西丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市西丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

知立市西丘コミュニティセンター条例（平成 1 7 年知立市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

西丘コミュニティセンター使用料

区分	時間帯	使用料
老人娯楽室	午前 9 時～正午	円 860
	午後 1 時～午後 5 時	1, 200
	午後 5 時～午後 9 時	1, 410
第 1 集会室	午前 9 時～正午	970
	午後 1 時～午後 5 時	1, 300
	午後 5 時～午後 9 時	1, 520
第 2 集会室	午前 9 時～正午	760
	午後 1 時～午後 5 時	970
	午後 5 時～午後 9 時	1, 200
遊戯室	午前 9 時～正午	2, 070
	午後 1 時～午後 5 時	2, 840
	午後 5 時～午後 9 時	3, 400

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に知立市西丘コミュニティセンターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 65 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
45 年知立市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「、6 月に支給する場合において
は 100 分の 167.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 172.
5」に改める。

第 2 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 167.5、1
2 月に支給する場合においては 100 分の 172.5」を「100 分の 170」
に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月
1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第66号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第2条 知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の

知立市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 67 号

知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 92.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 （円）							
再任用以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		

74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					

	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用以外の 職員	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200

35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	

74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		

113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			
122		268,300	305,200			
123		268,600	305,500			
124		268,900	305,700			
125		269,100	305,900			
126		269,300	306,200			
127		269,600	306,500			
128		269,900	306,700			
129		270,100	306,900			
130		270,300	307,200			
131		270,600	307,500			
132		270,900	307,700			
133		271,100	307,900			
134		271,300				
135		271,600				
136		271,900				
137		272,100				
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、技能及び労務的業務に従事する職員で、市長が定めるものに適用する。

第2条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項第1号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号ロ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年知立市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の知立市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の知立市職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市長が定める職員を除く。)に対しては、一部

施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

この案を提出するのは、職員の給料の額の改定等のため必要があるからである。

議案第 6 8 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。
別表特定非営利活動法人和の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 E m o t i o n a l l y C o n n e c t e d C o m m u n i t y U 2	知立市八橋町城下 5 4 番地 3
--	-------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 3 1 年 1 月 1 日以後に支出する知立市税条例第 3 3 条の 7 第 1 項第 1 2 号に掲げる寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した同号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象とする特定非営利活動法人を追加する等のため必要があるからである。

議案第 69 号

知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例

知立市災害弔慰金等支給条例（昭和 56 年知立市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第70号

知立市児童発達支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市児童発達支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、知立市児童発達支援センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身の発達に支援が必要な児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、知立市児童発達支援センターを設置する。

2 知立市児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 知立市立ひまわり園

位置 知立市東栄一丁目45番地

(事業)

第3条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援に関する事業
- (2) 保育所等訪問支援に関する事業
- (3) 児童及びその家庭の相談支援に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用者の範囲)

第4条 ひまわり園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 前条第1号に係る事業 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けた市内に住所を有する保護者の児童のうち、小学校就学の始期に達するまでの者

(2) 前条第2号に係る事業 通所給付決定を受けた市内に住所を有する保護者の児童

(3) 前条第3号及び第4号に係る事業 市内に住所を有する児童及びその保護者
その他市長が必要と認める者

（利用の許可）

第5条 第3条第1号又は第2号に掲げる事業を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ひまわり園を管理し、又は運営する上で必要があると認める場合は、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第6条 市長は、ひまわり園を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合

(2) 感染性疾患その他の心身の異状により、他の児童に害を及ぼすおそれがあると認める場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上又は事業の運営上適当でないと認める場合

（利用者の義務）

第7条 ひまわり園を利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により付された条件に従わなければならない。

（許可の取消し及び利用の中止）

第8条 市長は、ひまわり園を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反した場合

(2) 第6条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上又は事業の運営上支障があると認める場合

(費用の負担)

第9条 第3条第1号又は第2号に掲げる事業に係る利用の許可を受けた者は、市長の指定する日までに当該事業に係る費用の額を納付しなければならない。

2 前項の費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に定める額とする。

(損害賠償)

第10条 利用者等は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとする場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第3条第1号及び第2号に規定する事業に係る利用の許可その他当該事業の実施に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出するのは、知立市児童発達支援センターを設置するため必要があるからである。

議案第 7 1 号

知立市児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市児童館条例の一部を改正する条例

知立市児童館条例（昭和 5 5 年知立市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 時間帯の欄中「1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0」を「午前 1 0 時 ~ 正午」に、「1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0」を「午後 1 時 ~ 午後 4 時」に、「1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0」を「午後 4 時 ~ 午後 6 時」に、「9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0」を「午前 9 時 ~ 正午」に、「1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0」を「午後 1 時 ~ 午後 5 時」に改め、同表時間帯使用料の欄中「時間帯使用料」を「使用料」に、「2 4 0」を「2 5 0」に、「3 6 0」を「3 7 0」に、「4 9 0」を「5 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市児童館の利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 7 2 号

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び知立
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

(知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年知立市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 1 5 条第 1 項」の次に「、第 2 項」を加え、同条第 2 項中
「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと
することができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する
施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であっ
て、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている
者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするもの
に限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

（知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年知立市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」」に改める。

第36条第3項中「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「、第13条第2項」を「、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項」に、「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に、「同条」を「同省令第27条」に、「小規模保育事業B型をいう。」を「小規模保育事業B型をいう。第4

2条第3項第1号において同じ。」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同条第4項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこと

とすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第50条中「中「教育・保育給付認定子ども」の次に「について」を、「節において同じ。）」の次に「について」を加え、「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項において」を削り、「「地域型保育給付費の」と、」の次に「同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、」を加え、「同条中」を削る。

第51条第3項中「次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）」を「）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、「含む。）」と、」の次に「「同号」とあるのは「同項第3号」と、」を加える。

第52条第3項中「場合には、」の次に「特定地域型保育には」を、「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附則第4条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改

正等に伴い必要があるからである。

議案第 73 号

知立市昭和老人憩の家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市昭和老人憩の家条例の一部を改正する条例

知立市昭和老人憩の家条例（昭和 55 年知立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表時間帯使用料の欄中「時間帯使用料」を「使用料」に、「360」を「370」に、「490」を「510」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市昭和老人憩の家の利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 74 号

知立市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

知立市老人福祉センター条例（昭和 56 年知立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表時間帯使用料の欄中「時間帯使用料」を「使用料」に、「930」を「970」に、「1,250」を「1,300」に改め、同表備考中「300円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市老人福祉センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第75号

知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例

知立市福祉の里八ツ田条例（平成21年知立市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1時間帯の欄中「9：00～12：00」を「午前9時～正午」に、「13：00～17：00」を「午後1時～午後5時」に改め、同表使用料の欄中「430」を「450」に、「570」を「600」に、「660」を「690」に、「880」を「920」に、「510」を「530」に、「690」を「720」に、「260」を「270」に、「350」を「370」に、「610」を「640」に、「820」を「860」に、「810」を「850」に改める。

別表第2時間帯の欄中「9：00～12：00」を「午前9時～正午」に、「13：00～17：00」を「午後1時～午後5時」に改め、同表使用料の欄中「380」を「400」に、「510」を「530」に、「370」を「390」に、「500」を「520」に、「280」を「290」に、「290」を「300」に、「390」を「410」に、「940」を「990」に、「1,260」を「1,320」に、「970」を「1,020」に、「1,300」を「1,360」に、「900」を「940」に、「1,200」を「1,260」に、「490」を「510」に、「650」を「680」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市地域福祉センター及び知立市いきがいセンターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 76 号

知立市観光施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市観光施設条例の一部を改正する条例

知立市観光施設条例（昭和 56 年知立市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 10 条関係）

名称	時間帯	使用料
燕子庵	午前 9 時～午後 1 時	1, 250 円
	午後 1 時～午後 5 時	1, 250 円

別表第 1 備考第 2 項中「600 円」を「620 円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

観光施設駐車場

名称	位置	使用料
八橋かきつばた園 寺内駐車場	八橋町寺内 47 番地 1	大型自動車 1, 500 円 普通自動車 300 円
	八橋町寺内 58 番地 1	
井戸尻駐車場	八橋町井戸尻 21 番地 1	
弘法山公園 弘法下駐車場	弘法町弘法下 42 番地 1	大型自動車 1, 500 円
		普通自動車 500 円

備考

- 1 大型、普通自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する車両の区分をいう。
- 2 使用料は、1台1回当たりの使用につき徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に知立市観光施設の使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 77 号

知立市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
一部を改正する条例

知立市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成
28 年知立市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「5 人」を「4 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、農地利用最適化推進委員の定数を変更するため必要があ
るからである。

議案第 78 号

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 48 年知立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表一般廃棄物（し尿、動物の死体を除く。）の項中「1, 000 円」を「1, 040 円」に、「2, 200 円」を「2, 240 円」に改め、同表動物の死体の項中「910 円」を「950 円」に改め、同表産業廃棄物の処理費用の項中「6, 110 円」を「6, 400 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて発行された粗大ごみ処理券は、この条例による改正後の知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づいて発行された粗大ごみ処理券とみなす。

3 新条例別表の規定は、この条例の施行日以後に処理する動物の死体及び産業廃棄物の処理費用の手数料から適用し、同日前に処理する動物の死体及び産業廃棄物の処理費用の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 79 号

知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

知立市行政財産目的外使用料条例（昭和 53 年知立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表建物の部中

「

午前 9 時～ 正午	7 4 0 円
正午～午後 5 時	1, 2 5 0 円
午後 5 時～ 午後 9 時 3 0 分	1, 2 5 0 円
全日	2, 8 8 0 円
午前 9 時～ 正午	3 7 0 円
正午～午後 5 時	6 3 0 円
午後 5 時～ 午後 9 時 3 0 分	6 3 0 円

全日	1, 440円
1㎡につき	12, 370円

」を

「

午前9時～ 正午	770円
午後1時～ 午後5時	1, 040円
午後5時～ 午後9時3 0分	1, 300円
全日	3, 010円
午前9時～ 正午	380円
午後1時～ 午後5時	520円
午後5時～ 午後9時3 0分	660円
全日	1, 500円
1㎡につき	12, 960円

」に改め、同表その他の部市立学校屋外体育

施設夜間照明設備を使用する場合の項中「3, 260円」を「3, 410円」に、

「1, 620円」を「1, 690円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に市立学校屋内体育施設、駅前駐車場の広告板掲載設備及び市立学校屋外体育施設夜間照明設備の使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 80 号

知立市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市公園条例の一部を改正する条例

知立市都市公園条例（昭和 56 年知立市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表募金その他これらに類する行為をする場合の項金額の欄中「1, 050 円」を「1, 100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に都市公園の使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 81 号

知立市公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市公民館条例の一部を改正する条例

知立市公民館条例（昭和 53 年知立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 時間帯の欄中「9：00～12：00」を「午前 9 時～正午」に、「13：00～17：00」を「午後 1 時～午後 5 時」に、「17：30～21：30」を「午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分」に改め、同表時間帯使用料の欄中「1,620」を「1,690」に、「2,140」を「2,240」に、「2,760」を「2,890」に、「1,990」を「2,080」に、「2,640」を「2,760」に、「3,390」を「3,550」に、「1,750」を「1,830」に、「2,380」を「2,490」に、「3,010」を「3,150」に、「490」を「510」に、「620」を「640」に、「740」を「770」に、「990」を「1,030」に、「1,250」を「1,300」に、「360」を「370」に、「820」を「850」に、「1,030」を「1,070」に、「870」を「910」に、「1,120」を「1,170」に「1,370」を「1,430」に、「6,150」を「6,440」に、「8,170」を「8,550」に、「10,190」を「10,670」に、「1,110」を「1,160」に、「1,480」を「1,550」に、「1,850」を「1,930」に改め、同表全日使用料の欄中「5,780」を「6,050」に、「7,170」を「7,510」に、「6,420」を「6,720」に、「1,620」を「1,690」に、「2,640」を「2,760」に、「1,490」を「1,560」に、「2,190」を「2,290」に、「2,26

0」を「2, 360」に、「3, 010」を「3, 150」に、「22, 030」を「23, 070」に、「2, 880」を「3, 010」に、「3, 950」を「4, 130」に、「2, 760」を「2, 890」に改める。

別表第2金額の欄中「1, 350」を「1, 410」に、「940」を「980」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に知立市公民館の使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 82 号

知立文化広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立文化広場条例の一部を改正する条例

知立文化広場条例（昭和 54 年知立市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表時間帯の欄中「9：00～12：00」を「午前 9 時～正午」に、「13：00～17：00」を「午後 1 時～午後 5 時」に、「17：30～21：30」を「午後 5 時 30 分～午後 9 時 30 分」に改め、同表時間帯使用料の欄中「990」を「1,030」に、「1,250」を「1,300」に、「1,620」を「1,690」に、「490」を「510」に、「620」を「640」に、「740」を「770」に、「870」を「910」に、「1,120」を「1,170」に、「1,490」を「1,560」に、「1,370」を「1,430」に、「1,750」を「1,830」に改め、同表全日使用料の欄中「3,390」を「3,550」に、「1,620」を「1,690」に、「3,130」を「3,270」に、「2,140」を「2,240」に、「3,630」を「3,800」に、「2,260」を「2,360」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に知立市文化広場の使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 83 号

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

知立市体育施設条例（昭和 56 年知立市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

市民体育館使用料

区分	金額			
	(午前) 午前 9 時～正午	(午後) 午後 1 時 ～午後 5 時	(夜間) 午後 5 時 30 分 ～午後 9 時 30 分	(全日) 午前 9 時 ～午後 9 時 30 分
	円	円	円	円
主競技場	5,530	7,510	9,360	20,170
弓道場	1,830	2,360	3,010	6,440
卓球場 A	1,690	2,240	2,760	5,910
卓球場 B	1,690	2,240	2,760	5,910
柔道場	1,430	1,950	2,490	5,260
剣道場	1,430	1,950	2,490	5,260
会議室	510	770	1,030	2,080
トレーニング場（1 人につき） 1 か月券 1,300円				

別表第 2 金額の欄中「240」を「250」に、「1,250」を「1,300」

に、「1, 870」を「1, 950」に、

「

机	1脚	30
---	----	----

」を

「

机	1脚	30
空調設備（柔道場）	1時間	300
空調設備（剣道場）	1時間	300

」に

改め、同表備考第2項中「シャワーを除く。」を「シャワー及び空調設備を除く。」に改める。

別表第3昭和グラウンドの項中「240」を「250」に改める。

別表第4夜間照明設備の項中「370」を「380」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市体育施設及び附属設備の利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 8 4 号

知立市野外センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市野外センター条例の一部を改正する条例

知立市野外センター条例（平成 7 年知立市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「5 0 0」を「5 2 0」に、「8 1 0」を「8 4 0」に、「7, 1 3 0」を「7, 4 6 0」に、「7, 6 4 0」を「8, 0 0 0」に、「7 1 0」を「7 4 0」に、「1, 6 3 0」を「1, 7 0 0」に、「3 0 0」を「3 1 0」に、「4 0 0」を「4 1 0」に、「9 1 0」を「9 5 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に知立市野外センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 85 号

知立市文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市文化会館条例の一部を改正する条例

知立市文化会館条例（平成 17 年知立市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

施設利用料金

区分			金額（円）			
			午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
ホール（ホワイトエを含む。）	かきつばた	平日	19,900	28,280	35,610	75,420
		土・日曜日 及び祝日	25,140	36,660	45,040	96,380
	花しょうぶ	平日	6,280	8,380	10,470	23,040
		土・日曜日 及び祝日	8,380	10,470	13,610	29,330
ホール 楽屋	かきつ ばた	楽屋 1	830	1,150	1,460	3,030
		楽屋 2	520	730	940	1,990
		楽屋 3	520	730	940	1,990
		楽屋 4	310	410	520	1,150

		楽屋 5	310	410	520	1,150
	花しよ	楽屋 1	200	310	410	830
	うぶ	楽屋 2	200	310	410	830
ギャラリー			3,030	4,080	5,130	10,890
その他	各種ワ ーキン グ施設	ワークショップ 1	520	730	940	1,990
		ワークショップ 2	310	410	520	1,150
		ワークショップ 3	310	410	520	1,150
		講義室	830	1,150	1,460	3,030
		リハーサル室 1	2,610	3,450	4,400	9,320
		リハーサル室 2	1,360	1,780	2,200	4,710
		リハーサル室 3	520	730	940	1,990
		リハーサル室 4	520	730	940	1,990
		工芸室	620	830	1,040	2,200
		和室練習室	620	830	1,040	2,200
		茶室	830	1,150	1,460	3,030

同表備考第 8 項中「100 円」を「10 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に知立市文化会館の利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、消費税率の引上げに伴い必要があるからである。

議案第 86 号

知立市かとれあワークスの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市かとれあワークスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市かとれあワークス
- 2 指定管理者 知立市桜木町桜木 1 1 番地 2
特定非営利活動法人かとれあ福祉ネット
理事者 梅 村 仁 志
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市かとれあワークスの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 87 号

知立市地域福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市地域福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市地域福祉センター
- 2 指定管理者 知立市八ツ田町泉 43 番地
社会福祉法人知立市社会福祉協議会
会長 竹 本 有 基
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市地域福祉センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 88 号

知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市いきがいセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 施設の名称 知立市いきがいセンター
- 2 指定管理者 知立市八ツ田町泉 43 番地 1
公益社団法人知立市シルバー人材センター
会長 岩 堀 行 雄
- 3 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出するのは、知立市いきがいセンターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

